第177号 水土里ネット児島湾 だより

令和2年6月1日 **児島湾土地改良区** 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



児島湾締切堤防屋上から見た児島湖の展望

電話番号の	ひお知らせ(直通)
総 務 課	(086) 2 6 2 $-$ 0 1 7 5
	下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
総務課会計係	(086) 2 6 2 $-$ 3 9 1 9
	会計経理全般
維持管理課	(086) 2 6 2 $-$ 0 1 7 6
	(086)262-0180(アナログ回線)
	維持管理事業全般(県管理用排水機場関係
施設管理課	(086) 2 6 2 $-$ 0 3 1 0
	基幹水利事業全般(藤田用排水機場関係)
	藤田用水管理事業全般
農村整備課	(086) 2 6 2 $-$ 0 1 7 7
	土地改良事業全般(工事関係)
児島湾土地改良区	(086) 263 - 5244 (FAX)
堤防管理事務所	(086) 267 - 3002
	(086) 267 - 3001 (FAX)
	児島湖水位調整等(操作室)

	`
◇も く じ◇	
通常総代会挨拶	2
通常総代会への祝辞	3
通常総代会開催	5
令和2年度賦課金・負担金	6
令和2年度予算	7
令和2年度土地改良事業計画	8
総代選挙の日程について	9
役員選挙結果報告	10
事務局人事異動	11
児島湖流域清掃大作戦参加報告…	12
総代視察研修報告	13
特集記事 (児島湾締切堤防について)…	17
土地改良区検査報告	18
転用等、地区除外に伴う決済金…	20

平成31年度 第1回通常総代会 理事長挨拶

令和2年3月12日

理事長 宮 武 博



平成31年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

総代の皆様には、ご多忙のところ、早朝よりご出席いただき、 心よりお礼申し上げます。また、皆様には各地区の組合員の 代表として、平素から格別の、ご協力をいただき深く感謝申 し上げます。

本日の総代会は、議案審議の前に、本年4月15日に任期満 了を迎えます役員選挙を、定款及び役員選挙規程に基づき執

行いたします。

本年度は平成が終わり令和が幕を開けた年でありました。新しい元号の令和には、すばらしい歴史や文化を持つ日本で人々が美しい心を寄せ合う中、文化が生まれ育ち明日への希望とともに次世代を生きる人々が大きな花を咲かせることができるという思いが込められているということです。元号制度の機能は歴史に期間を設定し「時代」の概念をつくり国民一人一人が時代に対する意識を共有することにあるそうです。

そして、国民の思いを一つにするものと云えば、今年は、東京オリンピック開催の年です。世界中から選手、スタッフなど関係者と、観光客など大勢の外国人が来日するものと思われます。

中国のコロナウイルスが猛威をふるい世界各国に拡散している現状や、戦後最悪の日韓関係など、オリンピックイヤーとしては、芳しくない国際情勢もありますがぜひ令和の時代のスタートとして成功させてもらいたいと願っております。

そうした中、当改良区では、藤田用水パイプラインの錦地区が本年度の水張りを経て来年度は通水試験を行い令和3年度には最後に残されていた錦地区のパイプラインが供用開始となり、それをもって藤田用水パイプラインは全地区供用開始となります。また、児島湾締切堤防の耐震化工事は、来年度の工事開始をめざし本年度、調査を行っている状況です。児島湾土地改良区は締切堤防建設の推進母体として誕生した経緯のある団体であり、今回の事業を機に、その歴史の重みを再確認しつつ新たな時代に対応すべく役職員一同積極的に取り組んで参る所存でございます。以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

祝辞

令和2年3月12日

岡山市長 大森雅夫



児島湾土地改良区の平成31年度通常総代会が開催されますこと を、心からお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から、「児島湾締切堤防」の適切な管理・運営をはじめ、管内土地改良事業の実施など、岡山市の農業振興に格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

岡山平野の南部に拡がる干拓地では、全国ブランドの「備南の

千両なす」をはじめ、米や麦、玉葱、レタスなど多彩な農産物が生産されており、農業都市岡山有数の農業生産基地として重要な役割を担っています。岡山市では、一昨年の7月豪雨で甚大な被害を教訓とし、防災機能をはじめ多面的機能を有する農地や農業水利施設等の保全に向けた取組を国・県とともに推進しているところです。その取組の一つとして、地域の重要な基幹施設である「児島湾締切堤防」を耐震化することで、農業生産を維持し、地域の安全・安心の確保を図る国営総合農地防災事業「児島湾沿岸地区」が、本年度から事業着手となっています。

また、国営・県営事業として藤田地域で進められているパイプライン整備事業につきましては、残る錦地区において、今年通水試験を実施する運びとなり、更なる農地の汎用化及び高度利用化を期待しているところです。

こうした取組をより実りあるものとするためには、先人たちが不断の努力で築き上げてきた広大な干拓地を、長年にわたり守り続けてこられた貴土地改良区の皆様のお力が欠かせません。

皆様方には、今後とも、岡山の農業の振興に一層のご支援・ご協力を賜りますよう、 お願い申し上げます。

終わりに、児島湾土地改良区のさらなるご発展並びに皆様方のますますのご健勝・ご 多幸を、心から祈念申し上げます。 祝辞

本日は、平成31年度児島湾土地改良区通常総代会のご盛会を心よりお慶び申し上げます。

日頃から、私の国政活動に対し多大なるご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

また、皆様には、日頃から土地改良事業はもとより農業農村の振興に向けてご尽力をいただき、 あらためて敬意を表します。

日本の食と農を支えていく上で、「土地改良と農山漁村は日本の命綱」であるとの固い決意の下、 国政の場で地域振興と農林水産業の振興・発展に全力を傾注するとともに、現場主義、地域主義に 徹し、精一杯取り組んでまいる所存です。引き続き、皆様のご理解とご支援、ご指導を賜りますよ うお願い申し上げます。

結びに児島湾土地改良区の益々の発展を祈念しますとともに、本日お集まりの皆様お一人おひとりのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、通常総代会の開催に当たりましてのお祝いの言葉とします。

令和2年3月12日

参議院議員 進藤 全日子

平成31年度児島湾土地改良区通常総代会が盛会に開催されますことを心よりお祝い申し上げます。 宮武理事長はじめ組合員の皆様には、日頃から土地改良事業の推進、農業農村の振興・発展にご 尽力いただいておりますことに心より敬意を表しますとともに、私、宮崎雅夫の政治活動にご支援 を賜りこの場を借りて感謝申し上げます。

おかげさまをもちまして、先の臨時国会では皆様方のご意見ご要望等を踏まえ国会質問をさせて頂くなど、日々元気に活動させて頂いています。

第201回国会も開会し、本格論戦が始まっていますが、皆様方のご尽力で確保できた事業を計画的かつ効率的に推進するための予算案並びに関係法案の一日も早い成立に向け、皆様に約束してまいりました、「土地改良・農山漁村は未来への礎」をこれからも政治活動の基本理念として、皆様の声を国政に反映できるよう汗を流し続けていく所存です。今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

結びに児島湾土地改良区並びに地域の益々のご発展と本日ご列席の皆々様方のご健勝を心よりご 祈念申しあげ、御祝いの言葉とさせていただきます。

令和2年3月12日

参議院議員 宮崎 推夫

◇平成31年度通常総代会の開催について

I 議案

- 議案第1号 平成31年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第2号 平成31年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第3号 平成31年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について
- 議案第4号 平成31年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第5号 平成31年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について
- 議案第6号 平成31年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支補正予算の議決に ついて
- 議案第7号 令和2年度関係土地改良事業計画の議決について
- 議案第8号 令和2年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について
- 議案第9号 令和2年度藤田用水管理事業実施計画の議決について
- 議案第10号 令和2年度一般会計・特別会計収支予算の議決について
- 議案第11号 令和2年度役員報酬の議決について
- 議案第12号 令和2年度賦課金・負担金等徴収の議決について
- 議案第13号 令和2年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画の議決について
- 議案第14号 令和2年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支予算の議決に ついて
- 議案第15号 令和2年度一時借入金の議決について
- 議案第16号 令和2年度歳計現金預入先の議決について

◇令和2年度賦課金・負担金について

令和2年度の賦課金・負担金は、次のとおりです。

1. 賦課金

令和2年度児島湾土地改良区の賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課 徴収いたします。

◎ 1.000㎡当たり 賦 課 金

2,000円

◎ 賦 課 基 準 賦課に当たっては、1 ㎡当たり2円を単位として賦課面積

(令和2年4月1日現在)に乗算します。

内 訳

一般経常費

1,830円 170円

堤防維持管理負担金 17

計 2,000円

- (注) 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。
- 2. 藤田用水維持管理賦課金 《藤田都六区地区》 《藤田都・大曲地区》 《藤田錦六区地区》 令和2年度藤田用水維持管理賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして藤田

新江区地区、藤田和小維持官理風味金は、1,000m当だりの風味金準を次のとおりとして藤田都六区地区、藤田都・大曲地区及び中畦・曽根地区並びに、藤田錦六区地区の受益農地から賦課徴収いたします。

○ 1.000m当たり 維持管理賦課金

1.200円

◎ 賦 課 基 準 賦課に当たっては、1 ㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積

(令和2年4月1日現在)に乗算します。

ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

3. 県営事業賦課金《藤田錦地区》

県営かんがい排水事業藤田錦地区の令和2年度県営事業賦課金の賦課基準を次のとおりとして、藤田錦地区及び東畦地区の受益農地から賦課徴収いたします。

◎ 1.000㎡当たり 賦 課 金

3.000円

◎ 賦 課 基 準 賦課に当たっては、1 ㎡当たり3円を単位として賦課面積

(令和2年4月1日現在) に乗算します。

内 訳

県営事業賦課金

2,500円

県営事務賦課金

500円

計

3.000円

上記の賦課金は、平成30年度から令和3年度までの4年間、同一基準で賦課徴収を行います。

4. 徵収期日

令和2年7月31日 (全期徴収)

- 5. 徵収委託先
 - ①岡山市農業協同組合
- ④トマト銀行
- ②岡山市浦安土地改良区
- ⑤理事・監事・総代
- ③中 国 銀 行
- 6. 農家負担軽減調整負担金(10.000千円)の徴収については次のとおりとします。

令和2年度負担区分

覚書による自治体関係

岡 山 市 9,213千円

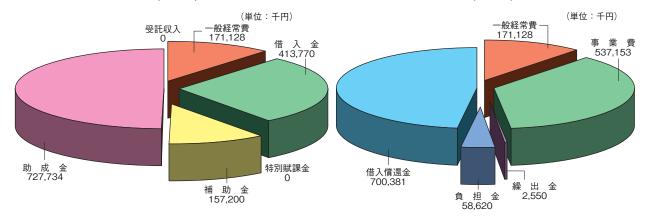
玉 野 市787千円計10,000千円

◇令和2年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計 1,469,832千円

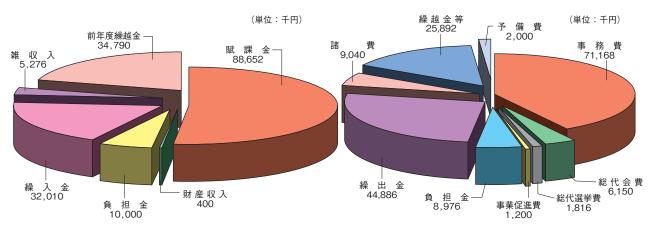
支出合計 1,469,832千円



【一般経常費】

収入合計 171,128千円

支出合計 171,128千円



◇令和2年度藤田用水管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位:千円)

科 目	金額
作業受託収入	88,528
管理賦課金	13,328
雑収入等	14,616
合 計	116,472

[支出] (単位:千円)

科 目	基幹水利施設	藤田用水
点検整備費	1,108	175
施設管理費	32,425	7,920
施設費	1,704	793
調査費	326	
諸油脂費	103	130
整備補修費	13,525	3,000
電力費	35,664	1,900
管理諸費等	1,681	1,332
整備積立金		1,075
消 費 税	1,992	3
小 計	88,528	16,328
諸費	11,0	000
次年度繰越金	6	516
合 計	116,4	172

ネビッ **米土里ネット** 児島湾だより

◇令和2年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支予算

[収入] (単位:千円)

科目	金額
前年度繰越金	2,900
作業受託収入	372,462
雑収入等	551
計	375,913

[支出] (単位:千円)

科目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	その他	計
	費 1,741	4,567		1,663	7,971
施設管理費	費 115,200	26,656			141,856
施設	費 7,020	14,710	19,301		41,031
調査	費 90				90
	費 170	188		538	896
整備補修費	費 0	97,785			97,785
電力	費 5,239	65,178		933	71,350
消費和				11,483	11,483
小言	†				372,462
諸	曹			3,451	3,451
計	129,460	209,084	19,301	18,068	375,913

◇令和2年度土地改良事業計画について

令和2年度土地改良事業計画は、農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業、小規模土地改良事業、非補助土地改良事業の各事業を合計31地区、事業費50,500万円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

○農業基盤整備促進事業

〔3地区 10,000万円〕

地区名 北七区6条2の2、北七区8条、西七区5条2

○農地耕作条件改善事業

〔3地区 18,000万円〕

地区名 西七区3番、西七区2条1、北七区支線29号

◎小規模土地改良事業

〔3地区 3,200万円〕

地区名 西七区4号、西七区6号、西七区支線32号

◎非補助土地改良事業

〔21地区 19,000万円〕

曾根南樋門、錦西11樋門、錦西27樋門、錦六区縦5樋門、錦六区横10南、都沖2番川樋門、西七区支線16号、西七区支線23号、西七区支線39号、西七区支線51号、西七区支線116号、北七区支線6号、北七区支線66号、北七区支線75号、北七区支線82号、北七区支線86号、沖3-3樋門、丘3宗津川樋門、宗津東町3番川、宗津西町6番川、宗津西町8番川

◎非補助土地改良事業(維持管理) 〔1地区 300万円〕

地区名 藤田用水維持管理 5

◇第18期総代選挙について

現任の総代は、令和2年8月1日をもって任期満了となります。これに伴い総代選挙を総代選挙 規程第3条の規定に基づき下記日程で執行します。

◎選挙の期日:令和2年7月8日(水)

◎投票の場所:児島湾土地改良区4階 大会議室 岡山市南区あけぼの町3番6号

◎投票の時間:午前9時から午後5時まで

◎開票の場所:児島湾土地改良区4階 大会議室

※各選挙において立候補者が定数を超えない場合、投票は行いません。(無投票) 無投票の場合は立候補者の公告に代えて当選人公告を選挙期日の5日前までに行います。 総代選挙に関する問合せは、児島湾土地改良区総務課までご連絡ください。

※投票となる場合は、各選挙区所属の組合員宛にお知らせします。

◎立候補届出期間及び届出場所

期 間 : 令和2年6月29日(月)~令和2年6月30日(火) (2日間)

時 間 : 午前8時30分~午後5時まで

場 所 : 児島湾土地改良区事務局 岡山市南区あけぼの町3番6号

◎選挙権及び被選挙権

- ・選挙権は、組合員(選挙人名簿に登載されている方)にあります。
- ・被選挙権は、組合員(選挙人名簿に登載されている方)及び法人たる組合員にあります。 (ただし、未成年または禁錮以上の刑に処せられて執行中の者を除く)

◇第18期総代選挙日程表(投票を行う場合)

年 月 日	主 要 日 程
令和2年6月29日(月)	選挙期日の公告、立候補等届出開始
令和2年6月30日(火)	立候補届出受付終了
令和2年7月 2日(木)	総代立候補者の公告
令和2年7月 8日(水)	総代選挙執行 (選挙期日)
令和2年7月 9日(木) (令和2年7月17日(金)	当選人通知及び当選人の公告 (当選辞退届受理期間) 当選人確定公告
令和2年8月 2日(日)	総代就任

◇総代の選挙区及び各選挙区における選挙すべき総代の定数一覧表

総代の任期 令和2年8月2日~令和6年8月1日

選挙区		選挙区域	選挙すべき 総代の定数
第1区	岡山市南区	浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝	6人
第2区	玉 野 市	東七区、南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木	7人
第3区	岡山市南区	迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎	10人
第4区	岡山市南区	西七区、北七区	9人
第5区	倉 敷 市 岡山市南区	藤戸町藤戸、藤戸町天城 植松	4人
第6区	岡山市南区	東畦、内尾	9人
第7区	岡山市南区	中畦	6人
第8区	岡山市南区	曽根、西畦	7人
第9区	岡山市南区	藤田(旧藤田村大曲、旧藤田村都)	7人
第10区	岡山市南区	藤田(旧藤田村錦)	4人
第11区	岡山市南区	藤田(旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区)	11人
計			80人

◇第20期 役員の新体制報告

令和2年4月16日開催の第1回理事会と第1回監事会において、正副理事長及び総括監事が選出され、併せて各委員会の構成も次のとおり決定しました。

宮 武 博 理 事 長 総括監事 枝 廣 政 孝 三 宅 正 第二監事 山本芳和 副理事長 義 第三理事 田口裕 士 建設評価委員会 用排水管理委員会 委員長 委員長 藤 原義則 旗 \mathbb{H} 守 副委員長 副委員長 黒 久 夫 北尾修 \mathbb{H} 亨 委 員 日 绘 委 員 仁 科 節 夫 委 良 之 委 員 員 林 牧 野 博 田口裕 士 委 員 士 委 員 田口裕 総務委員会 賦課金検討委員会 委員長 田口裕 委員長 \mathbb{H} 口裕 士 士 副委員長 守 副委員長 守 旗 \mathbb{H} 旗 \mathbb{H} 委 藤 原義則 委員 黒 田久夫 員

※なお、賦課金検討委員会は理事3名と第1区から第11区の被選挙区から各1名委員が選出されており、計14名で構成されています。

◇第20期役員選挙の結果について

北尾修

黒 田 久 夫

令和2年4月15日の任期満了に伴う役員選挙が、同年3月12日開催の平成31年度通常総代会において実施され、次の方々が無投票で当選されました。

新役員の任期は、令和2年4月16日から令和6年4月15日までです。

◎理 事 (11名)

委

委

員

員

- J- (XX II)			
被選挙区	氏 名	住 所	摘要
第1区	旗田 守	岡山市南区浦安西町	重任
第2区	藤原義則	玉野市東高崎	重任
第3区	三宅 正義	岡山市南区宗津	重任
第4区	北尾修一	岡山市南区西七区	重任
第5区	Dynz tytu 日笠 享	倉敷市藤戸町藤戸	重任
第6区	仁科 節夫	岡山市南区内尾	新任
第7区	宮武博	岡山市南区中畦	重任
第8区	黒田 久夫	岡山市南区曽根	重任
第9区	林 良之	岡山市南区藤田	新任
第10区	まきの ひろし 牧野 博	岡山市南区藤田	新任
第11区	たぐち ひろし 田口 裕士	岡山市南区藤田	重任

◎監 事 (3名)

被選挙区	氏 名	住 所	摘要
	やまもと よしかず 山本 芳和	倉敷市藤戸町藤戸	重任
全 区	ただいろ まさたか 枝廣 政孝	岡山市南区中畦	重任
	もりとう だいころう 森藤大五郎	岡山市南区藤田	重任

◇退仟役員について

役員の改選に伴い次の方々がご勇退されました。長い間、当土地改良区の事業執行並びに業務運営にご指導とご鞭撻を賜りましたことを、紙上をおかりしまして、厚くお礼申し上げます。

◎理 事 第6区 西森 一彦 第9区 国定 豪 第10区 新井 暁

◇事務局人事異動

○採 用(令和2年4月1日付)

事務局長(嘱託) 佐山義和(更新)

次長 施設管理課長事務取扱及び

維持管理課、堤防管理事務所担当 國 定 一 郎 (更 新)

(嘱託)

次長 総務課担当 (嘱託) 齊藤晴雄(更新)

○昇 任(令和2年4月1日付)

維持管理課 管理係 主任 西崎友訓(維持管理課 管理係 書記)

○配置換(令和2年4月1日付)

維持管理課 管理係 係長 南 石 智 恵 (総務課 会計係 係長)

堤防管理事務所 堤防管理係 主任 板 野 行 伸(維持管理課 管理係 主任)

岡山市派遣(総務課付) 柴 田 知 幸(維持管理課 管理係 書記)

総務課 会計係 書記 藤 澤 悟(岡山市派遣(総務課付))

維持管理課 管理係 書記 佐藤寬久(堤防管理事務所 堤防管理係 書記)

堤防管理事務所 堤防管理係 書記 國 定 大 貴(堤防管理事務所 堤防管理係 書記補)

施設管理課 管理係 書記 新 山 和 林 (施設管理課 管理係 書記補)

農村整備課 工事係 技師 錦 織 彰 吾(農村整備課 工事係 技師補)

維持管理課 課長 演 田 達 典 (維持管理課 課長 管理係長事務取扱)

総務課 課長補佐 庶務、 佐 藤 禾 明 (総務課 課長補佐 庭務係長恵務取其

会計係長事務取扱 佐藤秀明(総務課課長補佐庶務係長事務取扱)

○退 職(令和元年12月31日付)

田 中 伸(総務課 庶務係 書記補)

(令和2年1月11日付)

伊澤 信(農村整備課 工事係 書記)(嘱託)

児島湖流域清掃大作戦



開会挨拶を行う宮武理事長

岡山県では、毎年9月~11月を「児島湖 流域環境保全推進月間」と定め、国・県・ 流域市町・民間団体等が一体となり、児島 湖の環境保全活動を推進することとなって います。その行事の一環として、児島湖を はじめ流入河川等において、児島湖流域環 境保全推進協議会会員並びに多くの県民、 民間団体、学生、国・県・市町職員に参加 を募り、「児島湖流域清掃大作戦」を実施 しています。

今回は11月3日(日)に、児島湖流域関係市・町の会場で、児島湖流域環境保全推進協議会主催による「令和元年度児島湖流域清掃大作戦」が実施されました。本土地改良区からも宮武理事長をはじめ役職員が参加し、当日は晴天のなか清掃活動に励みました。

主催者側の報告によると今回は計8会場で総勢約3,500人の参加があり、空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール、木材等約14.81 t のゴミが回収されました。

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による湖底のヘドロの浚渫等により、ゆるやかに改善されてきています。

児島湾土地改良区としましても関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせ児島 湖の水質改善に努めるとともに、地域の歴 史や水の大切さを若い世代に伝えていきた いと考えています。



清掃活動を行う参加者

総代研修 和歌山平野農地防災事業所を視察

役員と総代が交互に行っている視察研修は、昨年度は総代の実施年度で、令和元年12月5日に和歌山県紀の川市にある近畿農政局和歌山平野農地防災事業所を、総代18名、理事1名、事務局4名の計23名で視察しました。当日は、同事業所の齋藤伸所長をはじめ職員の出迎えを受け、事前に依頼した研修事項について工事第二課 岡山幸彦課長、調査設計課 原島崇聡さんから丁寧な説明を受けました。

【和歌山平野周辺土地改良区について】

国営総合農地防災事業「和歌山平野地区」に関係している(詳細については後述)土地改良区は8団体が関係しており、8つの改良区については、経常賦課金単価については、4,600円~9,000円で、8つの団体の合計面積は約4,600ha、本事業の受益面積は、約4,300ha程度なので、8改良区の合計面積とは完全には合致していない地域設定となっている。組合員数に関しては、8団体合計で約16,000人で各改良区における職員の数は、一番多い改良区で6名、少ない改良区は1名となっており、比較的規模が小さく、また、和歌山県の土地改良連合会の職員数も13名であり、全国的にも小規模なものとなっている。もともと和歌山県は、水田ではなく畑・果樹園が主体であったこともあって、水田の整備率(30a以上の水田の区画整備)が進んでいない地域となっている。

各改良区の主な業務は当然、用水の管理で、地区内の排水も管理するという形態になっている。 ただ、都市化が激しく、昨今の降雨事情により改良区だけでは、排水管理はできなくなってきて いるということもあり、対応に苦慮している。

【国営総合農地防災事業「和歌山平野地区」について】

上記事業では、排水専用施設を造成し、造成した施設は行政が管理するということになっている。ただ、一方の既設の水路自体は改良区財産となっていることから、施設を改良するのに行政側の思惑と従来から管理を実施している改良区側の思惑が、交錯し苦労している状況となっている。特に水路系では、2市に跨がるような水路では、上流の排水を下流に流す場合、ゲートの操作はどちらが行うのかなどの問題が生じており、関係者との調整が大変である状況である。徐々に完成している施設もあり、その施設の適正な管理方法に関して県・関係市町村、関係改良区で管理の在り方を検討する勉強会を今年度立ち上げ、令和10年度完了に向け工事を進めているところである。しかし、将来の管理体制は未だ確定していない。

【地域の特徴及び現状について】

本地域は、和歌山県北部に位置し和歌山市、紀の川市、岩出市にまたがる一級河川紀の川の両

岸に形成された約4,306 h aの農業地帯で、気候は瀬戸内式気候に属し年間を通して温暖であり、 平均年間降水量が約1,400mm程度で全国平均約1,800mmと比べて少雨である。そのためかんがい用 水不足を解消すべく古来からため池の利用や用水路の開削などの利水事業が行われてきた。具体 的には江戸時代に行われた水利事業として、1707年土木技術者であった大畑才蔵のもとふせ越し (サイフォン) や渡井(水路橋)、当時最新の測量技術であった「水盛り台」(レベル測量)を駆 使し、小田井用水路を完成させた。この小田井用水路の一部である「龍之渡井」は、当時木製で 造成されたものであるが1919年に改修され現在に至っており、後に歴史的・技術的価値から2017 年に「世界かんがい施設遺産」に登録されている。

本地区の農業の特徴に関し和歌山県は、平成27年時点で耕地面積の約63.5%が果樹園地であり、本地域を含め果樹園芸が盛んである。本地域の主要作物は、水稲を中心に水田裏作として白菜、キャベツなどの葉物を作付け、果樹園地では、みかん、かき、もも、はっさく、キウイフルーツなどを栽培しており、特に紀の川市は、はっさく、もも、キウイフルーツが県内で高いシェアを占めている。また、大阪市場においても高いシェアを占めるなど、本地域は都市近郊の立地条件を生かした農業経営が展開されている。さらに、同市においては6次産業化にも意欲的に取り組んでおり、多用な営農が行われている。

上述したように 近年全国的に1日の降水量が100mm以上の日数が増加するなど降雨形態に変化が見受けられ、本地域でも1時間の最大雨量、1日の降水量50mm以上の年間日数が増加傾向にある。さらに本地域では都市化が急速に進んでおり、従来は降雨の際に水田などの農地に一時的に貯留されていた雨水が近年では、そのまま水路や河川に流れ込み、排水能力を超えることによる水害リスクが増大している。

【事業の目的】について

降雨形態の変化、急激な都市化・混住化に 伴う流出形態の変化により農業用排水施設の 排水機能が相対的に低下している。このため、 地域内の排水ポンプ、農業用排水路などを整 備し、農業用排水施設の機能回復を図ること により農業生産の維持及び農業経営の安定を 図るとともに、浸水被害の軽減など国土の保 全に資するものである。

具体的には和歌山気象台とアメダスかつらぎの雨量データをもとに流域平均雨量を算出し、ピーク雨量41mm、3日連続雨量254mmの降雨にも湛水被害が発生しないよう計画されている。



視察先での研修状況

水土里ネット 児島湾だより

○ 事業内容

・関係市:和歌山市、紀の川市、岩出市(3市)

· 受益面積: 4,306 ha

・事業費:456億円(平成24年度単価 当初計画ベース) 物価変動などの諸事情により約570億円程度になる見込み(現在、精査中)

· 負担割合: 国 200/300、和歌山県 90/300、関係市 10/300 防災事業のため地元負担なし

事業工期:平成26年~ 令和10年(15か年予定)

・主要工事:・排水機(場)の改修、新設 5箇所

・排水路の改修(水路の拡幅など)やバイパス水路、承水路の新設

・洪水調整池の改修 8箇所

·排水管理施設 1 箇所

[関連事業として附帯県営事業]

・排水機(場)の新設 2 箇所

※事業効果:関係市との共同事業により既設の開水路を改修の際にボックスによって水路幅を拡 幅するとともに水路上部を道路として整備することによって地域の交通利便の向上 に役立っている水路などもある。また改修された水路では、平成30年度の西日本豪 雨の際にも十分な排水能力を発揮している。

※事業の進捗状況は、平成31年4月の時点で32% (事業費ベース)となっている。

◆ 関係改良区

本事業には、下記に示す8つの土地改良区と1つの土地改良区連合が関係しています。

紀の川右岸:紀の川用水、小田井、藤崎井、六筒井土地改良区

紀の川左岸流域:紀の川左岸土地改良区

貴 志川流域:安楽川井、貴志川、山田ダム土地改良区

紀の川土地改良区連合

(小田井、藤崎井、六箇井、紀の川左岸、安楽川井、新六箇井、七郷井、荒見井、三谷井の9 つの土地改良区で構成され、国営事業で造成された頭首工や連絡水路など農業用施設の管理 受託者となっており、各施設の実管理は連合内の各改良区が行っている。本事業は、排水事 業ではあるが用水の管理と排水の管理が切り離せない部分もあり、排水の多くを上記土地改 良区が担っている状況である。)

◇ 現地視察

米田排水機場

目 的:既設機場の側に新たに機場を建設し、排水能力を向上させることで米田排水路へ流入する排水の一部を和田川へ排水することにより同排水路からの溢水被害

を軽減するため

総工費:約12億円

(用地費用・設計費用除く)



建設中の米田排水機場

施工概要: ·排水機場(下部工、基礎工、付帯工、上屋建築工) 1.0式

・排水ポンプ横軸斜流ポンプ (φ1,000mm) 2.0台
排水能力: 3.67m³/S (現況) ⇒ 4.50m³/S (改修後)

・除塵機製作据付 1.0基

・排水樋門(ローラーゲート)B1,800mm×H1,800mm 1.0門

施工期間:平成28年から平成31年度(令和2年4月供用開始予定)

現在は、旧排水機場の撤去作業を進めており撤去後、新機場の遊水池として利用。 管理体制:旧機場も所管の行政が管理してきており、新機場においても行政が管理を担う。

◇ 今後の課題について

造成施設の維持管理費用に関しては、現在、専らの課題であり管理方法、管理者に関して確定していない状況である。現状としては県、関係市、関係改良区で構成する協議会又は管理組織を立ち上げて一体的に管理しようという構想があるが、費用負担の面、人員の構成など具体化されておらず、これに対応するため今年度に勉強会を立ち上げて問題点の洗い出しから始めている状況となっている。



事務局及び研修者

◎まとめ

和歌山平野農地防災事業所が実施している 事業では、排水施設が完成後の管理者、管理 方法等、施設の維持管理面で懸念材料を抱え ている。今回の研修を踏まえ、児島湾締切堤 防耐震化工事の早期完了を目指すとともに、 日常点検並びに維持管理方法など管理者と事 前に協議していき、施設の円滑な管理運営に 努めていきたいと考えている。

児島湾締切堤防について(締切堤防完工式)

前号では、締切堤防建設の様子等について掲載しま した。今号では、締切堤防完工直前及び完工式の様子 について掲載します。

~昭和天皇、皇后両陛下ご視察~

昭和31年4月に岡山県、山口県内の産業施設をご視察の最中、締切堤防の建設現場をご見学された。そして翌年昭和32年1月に下記のような御製を賜った。

締切堤防の中央部に石碑を建立し(図1)、永くその歴史を伝えている。



図1 現在の石碑

御製

海原をせきし堤に立ちて見れば 潮ならぬ海にかはりつつあり

なお、工事が完了した昭和31年7月より樋門の操作 を行い、児島湖内の淡水化が実施された。

~記念行事と完工式~

昭和34年2月1日記念行事として、記念碑の除幕式、 餅投げ、苗木の植樹などの行事が行われた。

この締切堤防建設工事完成を祝して郵便切手 (10円 切手) の発行を行った。(図3)

祝賀式の際には、行政関係者の式辞、祝辞があり、 その後児島湖小唄の発表会、余興が行われた。

記念行事と完工式の参加者は、行政関係者、締切堤 防工事関係者ら約一千人、一般参観者は約三千人がつ めかけた。

参考文献

- ①児島湖発達史
- ②パンフレット「児島湖干拓と児島湾締切堤防 今と昔」 岡山県備前県民局 農林水産部作成



図2 完成した締切堤防



図3 記念切手

土地改良区検査(本検査)が中止

土地改良法第132条第1項の規定に基づく土地改良区検査が、令和2年2月6日~7日の2日間で現金の現物検査が実施されました。本検査は、令和2年3月2日~6日の5日間実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止されました。

※**ゴミの投棄をなくしましょう。** =きれいな川・美しい児島湖にしよう=

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、これらが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まりゴミの山となっており、本当に目を覆うばかりです。これ以外にも児島湖に直接流れ込む物もあります。

これらのゴミ処理に当土地改良区は、毎年多額の処理費を費やしており、その量は年々増加傾向にあります。さらに、タイヤや電化製品等の粗大ゴミも水路等に不法投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、川や水路をいつくしみゴミを絶対に投棄しないことを実践していくことが、大切です。

きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきましょう。 児島湾土地改良区からのお願いです。



児島湖に流れついたゴミ状況 締切堤防

◎組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関(法務局・ 農業委員会等)で手続きをされても改良区には通知されないため、 当人による改良区への届出が必要となります。(土地改良法第43条)

- ・相続・贈与・経営移譲(農業者年金受給など)
- ・農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

◆農地の異動・売買について

(土地改良法第42条第1項)

農地の異動・売買を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買を行うようご注意ください。

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関はJA岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用していただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書(毎年7月に発行)と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL086-262-0175へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条第2項の規定により土地改良 区へ地区除外申請(農地転用)による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に 所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを 納めていただくもので、令和2年度の決済金等は下記のとおりです。

令和2年度

区域	決 済 金		調査費		手 数 料	
全域	1㎡当た	ŋ	1 m ² 当たり	1 🖺	Ě当たり	
主 및	5.08円		10円		1,500円	
区域	決済金	区域	決済金	区域	決済金	
都六区	1 ㎡ 当たり	都・大曲	1 m ² 当たり	錦六区	1 ㎡ 当たり	
(ハ°イフ°ライン)	18.98円	(ハ°イフ°ライン)	28.77円	(ハ°イフ°ライン)	32.53円	

なお、藤田都六区、藤田都・大曲 (中畦・曽根の一部地区を含む)、藤田錦六区地区 については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

※ 市街化区域及び200㎡未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等 の手続きが必要です。

農地を公共事業用地(道路、河川敷、公園敷地など)として買収または寄付した場合

公共事業用地として買収・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、 用地買収交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について 十分話し合われ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★ この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外(農地転用)手続きが必要です。

届出の用紙(農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書)は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

(TEL086-262-0175)